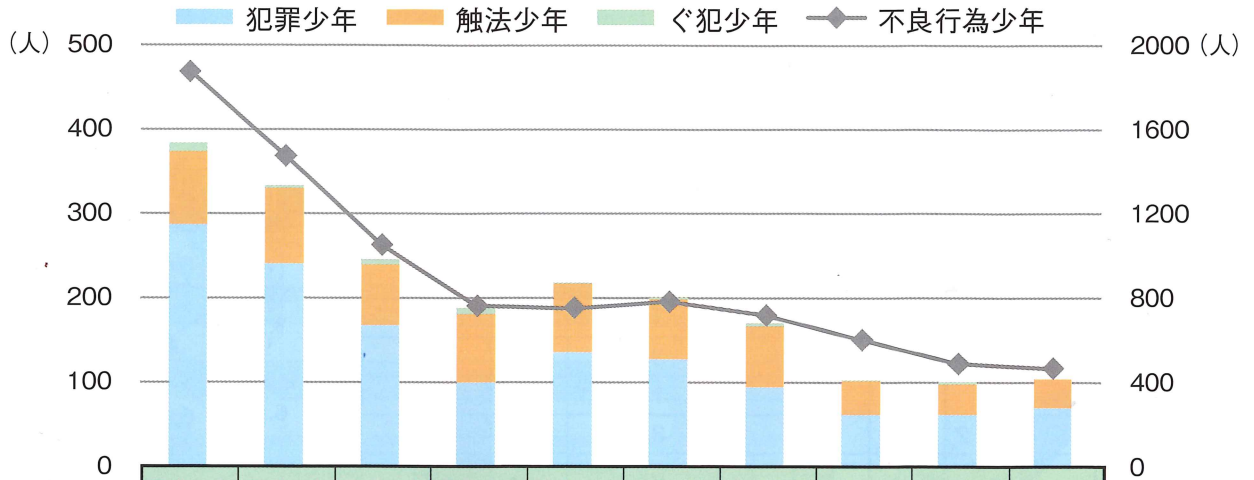


# 少年補導のあゆみ

## 令和4年 非行少年・不良行為少年の状況



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
非行少年	373	324	239	183	212	195	166	100	98	101
犯罪少年	279	234	163	97	132	124	92	60	60	68
刑法犯	264	214	140	85	112	116	71	49	47	52
特別法犯	15	20	23	12	20	8	21	11	13	16
触法少年	84	87	70	79	79	69	70	39	35	33
刑法	76	82	65	70	72	62	51	32	34	30
特別法	8	5	5	9	7	7	19	7	1	3
ぐ犯少年	10	3	6	7	1	2	4	1	3	0
不良行為少年	1,828	1,436	1,024	741	728	787	698	585	474	451

### 凡例

- 少年 ～ 20歳未満の者
- 非行少年 ～ 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 犯罪少年 ～ 罪を犯した14歳以上の少年
- 触法少年 ～ 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- 刑法犯少年 ～ 犯罪少年のうち、刑法犯で検挙・補導された少年
- 触法少年(刑法) ～ 刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年
- 特別法犯少年 ～ 犯罪少年のうち、特別法犯で検挙・補導された少年
- 触法少年(特別法) ～ 特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年
- ぐ犯少年 ～ 性格又は環境から判断し、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年 ～ 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年

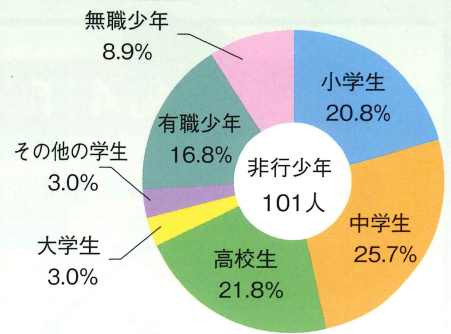


# 1 非行少年の検挙・補導状況

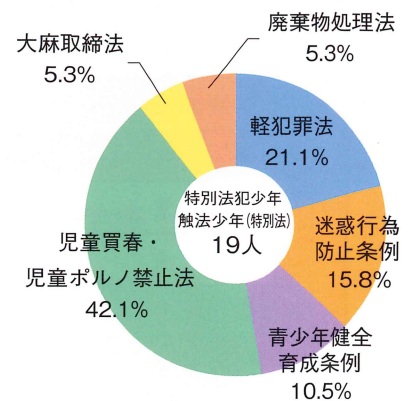
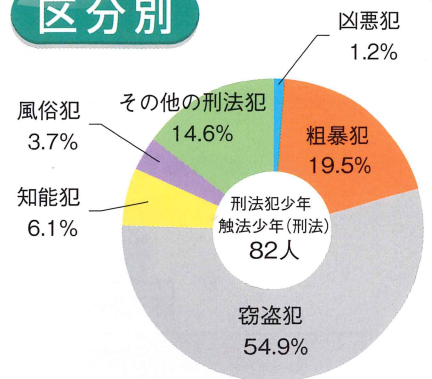
※図表による構成比は、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

区分別	学職	生徒・学生					小計	有職少年	無職少年	令和4年	令和3年
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生					
刑法犯	刑法犯	20	19	17	1	0	57	16	9	82	81
	凶悪犯		1				1			1	1
	粗暴犯	3	2	2			7	7	2	16	12
	窃盗犯	15	10	10	1		36	7	2	45	49
	うち万引き	14	6	7			27	5		32	27
	うち自転車盗		1	2	1		4	1	1	6	9
	うちオートバイ盗						0			0	0
	知能犯		1	1			2		3	5	0
	風俗犯		2				2		1	3	1
	その他の刑法犯	2	3	4			9	2	1	12	18
	うち占有離脱物横領			2		2		1	3	3	
特別法犯	特別法犯	1	7	5	2	3	18	1	0	19	14
	軽犯罪法	1	2			1	4			4	0
	迷惑行為防止条例		2			1	3			3	4
	青少年健全育成条例					1	1	1		2	2
	児童買春・児童ポルノ禁止法		2	5	1		8			8	7
	犯罪収益移転防止法						0			0	1
	大麻取締法				1		1			1	0
	廃棄物処理法		1				1			1	0
	ぐ犯少年						0			0	3
令和4年	21	26	22	3	3	75	17	9	101		
令和3年	16	37	26	2	1	82	12	4		98	

## 学職別



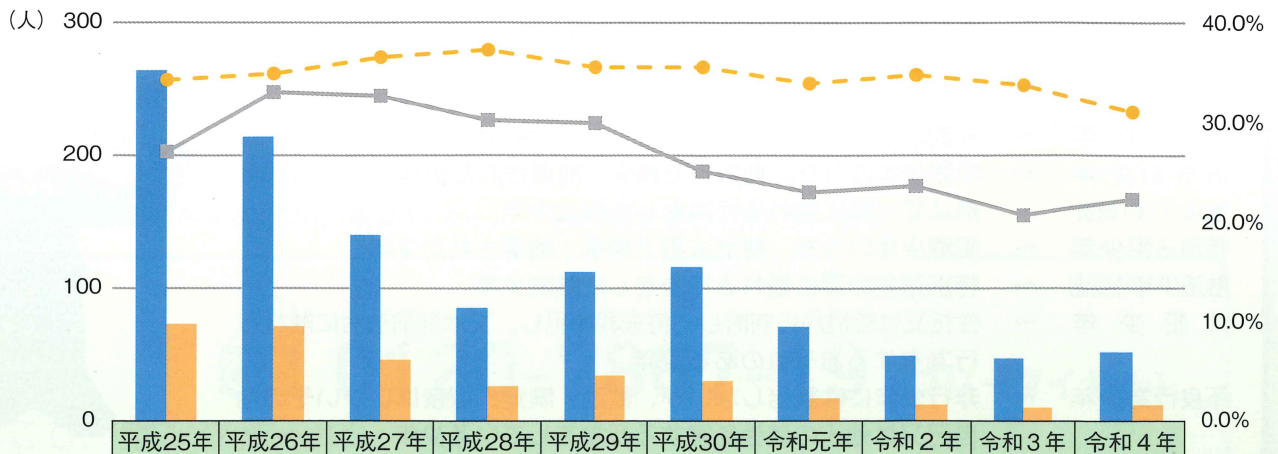
## 区分別



### <令和4年の特徴>

- 非行少年は101人で前年と比べて3人増加しました。
- 非行少年101人のうち、女子少年は24人で全体の23.8%を占めています。
- 学職別の割合では、中学生が25.7%と最も高く、小中高校生で全体の68.3%を占めています。
- 初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）が40.6%を占めています。
- 特別法犯は19人で、前年と比べて5人増加しました。

## 刑法犯少年の再犯者率

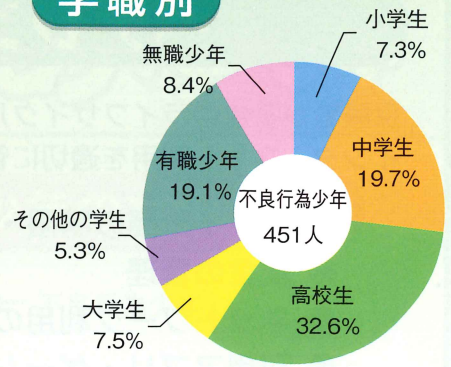


■ 刑法犯少年	264	214	140	85	112	116	71	49	47	52
■ うち再犯少年	73	71	46	26	34	30	17	12	10	12
■ 島根県再犯者率 (%)	27.7	33.2	32.9	30.6	30.4	25.9	23.9	24.5	21.3	23.1
■ 全国再犯者率 (%)	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.8	33.7	31.7

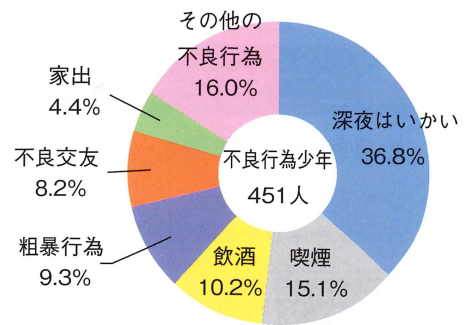
## 2 不良行為少年の補導状況

行為別	学職		生徒・学生					有職少年	無職少年	令和4年	令和3年
	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	小計					
飲酒			11	10	7	28	8	10	46	34	
喫煙		1	20	4	9	34	23	11	68	77	
薬物乱用						0			0	0	
粗暴行為	16	14	6	1		37	4	1	42	30	
刃物等所持	1					1			1	0	
金品不正要求						0			0	2	
金品持ち出し	4	5	1			10			10	9	
性的いたづら		1				1			1	0	
暴走行為			1			1		1	2	0	
家出	1	11	7			19		1	20	22	
無断外泊		3	2			5	1	1	7	11	
深夜はいかい		16	68	19	8	111	43	12	166	177	
怠学		4	3			7			7	12	
不健全性の行為			10			10			10	8	
不良交友	1	22	6			29	7	1	37	26	
不健全娯楽		2	1			3			3	13	
その他	10	10	11			31			31	53	
令和4年	33	89	147	34	24	327	86	38	451		
令和3年	45	69	184	7	19	324	116	34		474	

### 学職別



### 行為別



#### <令和4年の特徴>

- 不良行為少年の補導数は前年と比べて23人減少し、過去最少でした。
- 総数451人のうち、女子少年は105人で、全体の23.3%を占めています。
- 学職別の割合では、高校生が全体の32.6%、中学生が19.7%を占めています。
- 行為別の割合では、深夜はいかいが全体の36.8%、喫煙が15.1%を占めています。

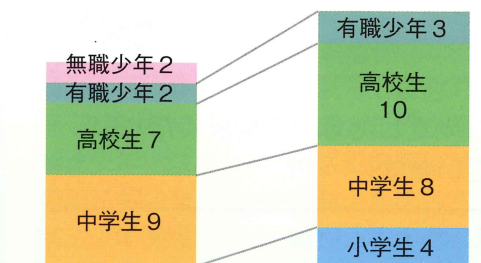


## 3 福祉犯被害少年の状況

※被害少年は、捜査過程で被害が判明した者で、県外に居住する少年も含みます。

福祉犯～少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

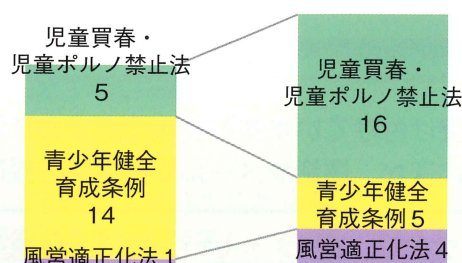
### 学職別



令和3年 (20人)

令和4年 (25人)

### 法令別



令和3年 (20人)

令和4年 (25人)

#### <省略法令名>

- ・児童買春・児童ポルノ禁止法  
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・青少年健全育成条例  
島根県青少年の健全な育成に関する条例
- ・風営適正化法  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

#### <令和4年の特徴>

- 福祉犯被害少年数は前年と比べて5人増加しました。
- 総数25人のうち、女子少年は24人で、全体の96.0%を占めました。
- SNS・コミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯被害少年は9人でした。



# ペアレンタルコントロールの活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが大切です。

- プレイ時間の制限・調整
- 課金の管理
- ネットワーク利用の制限
- 利用アプリ・ゲームの年齢区分のチェック
- 学齢にあわせたフィルタリング(あんしんフィルター)

ペアレンタル  
(親としての)  
コントロール  
(制限)



など保護者が安全管理を行い、子供が安心・安全にインターネットを利用できるようにしましょう。

## 親子で見てもらいたいサイトの紹介

### ● 島根県警察本部ホームページ

クイズで学ぼう！  
インターネットの安全利用について



※一部、ご視聴できない端末があります。  
※音が出ますので、音量にお気をつけください。

### ● 警察庁Webサイト

子供の性被害対策  
被害防止のためのマンガや動画を紹介



[https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/prevent/materials.html](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html)

### ● 文部科学省YouTube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介



[https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lm bA0d2f-4u\\_Mx-BCn13GywDI](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lm bA0d2f-4u_Mx-BCn13GywDI)

# 成年年齢が変わりました！

**令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。**

### <変わったことの一例>

成年年齢の引き下げにあわせて少年法も改正されました。

18歳や19歳は「**特定少年**」として引き続き少年法の適用を受け、保護されますが、17歳以下の少年とは異なる取扱いになります。

### <変わらないこと>

**お酒やたばこ、公営競技**(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)は、これまでどおり、**20歳まで禁止**です！健康被害への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、20歳までの年齢制限は変わりません。



警察では、少年相談を受け付けています。少年に関することでお悩みでしたら、ご相談ください。警察署、交番・駐在所のほか、電話やメールでも相談を受け付けています。

ヤングテレホン / けいさつ・いじめ 110 番

 **0120-7867-19** (フリーダイヤル)

みこびーヤングメール



**島根県警察本部HP内からアクセス**

受付時間 平日(月～金曜日) 8時30分～17時15分【土日祝日・年末年始を除く】